



金 沢 市 公 報

第 2 7 4 0 号

平成24年(2012年)10月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

| 目 次 | ページ |
|---------------------------------|-----|
| 告 示 | |
| 市道の路線の認定について (道路管理課) | 1 |
| 市道の路線の変更について (") | 2 |
| 市道の区域の決定について (") | 3 |
| 道路の供用の開始について (") | 4 |
| 専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の指定について (") | 5 |
| 公 告 | |
| 予防接種を行うことについて (健康総務課) | 5 |
| 浄化槽保守点検業者の登録の更新について (環境指導課) | 7 |

| | |
|--|---|
| 土地区画整理組合の理事の退任について (市街地再生課) | 7 |
| 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可について (") | 7 |
| 土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧について (") | 7 |
| 金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局) | 8 |
| 消防局公告 | |
| 消防車のサイレンの使用について (消防総務課) | 8 |

告 示

●金沢市告示第238号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成24年10月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成24年10月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

| 整理番号 | 路 線 名 | 起 点 及 び 終 点 | 重要な経過地 |
|------|----------------------------|---|--------|
| 1021 | 東 山 3 丁 目 線 29号 | 東 山 3 丁 目 1126番 3先から 東 山 3 丁 目 1126番 1先まで | |
| 1021 | 東 山 3 丁 目 線 30号 | 東 山 3 丁 目 1035番 4先から 東 山 3 丁 目 1035番 6先まで | |
| 1113 | 元 菊 町 線 16号 | 元 菊 町 328番 15先から 元 菊 町 328番 17先まで | |
| 1120 | 天 神 町 1 丁 目 線 17号 | 天 神 町 1 丁 目 608番 2先から 天 神 町 1 丁 目 63番 先まで | |
| 1120 | 天 神 町 1 丁 目 線 18号 | 天 神 町 1 丁 目 609番 2先から 天 神 町 1 丁 目 609番 2先まで | |
| 1127 | 大 和 町 線 5号 | 大 和 町 59番 3先から 大 和 町 53番 2先まで | |
| 2801 | 大 野 1号 大 野 西 線 43号 | 大 野 町 4 丁 目 ㊦ 21番 7先から 大 野 町 4 丁 目 ㊦ 21番 10先まで | |
| 3009 | 二 塚 9号 専 光 寺 町 西 線 35号 | 専 光 寺 町 力 41番 1先から 専 光 寺 町 力 58番 1先まで | |
| 3010 | 二 塚 10号 専 光 寺 町 東 線 20号 | 専 光 寺 町 ㊦ 164番 1先から 専 光 寺 町 ㊦ 20番 5先まで | |

| | | | |
|------|------------------------------|--------------------------------------|---------------|
| 3020 | 二 塚 20号 神 野 町 西 線 41号 | 神 野 町 西 361番 神 野 町 西 360番 | 先から 先まで |
| 3020 | 二 塚 20号 神 野 町 西 線 42号 | 神 野 町 西 357番 神 野 町 西 356番 | 先から 1先まで |
| 3020 | 二 塚 20号 神 野 町 西 線 43号 | 神 野 町 西 341番 神 野 町 西 340番 | 4先から 先まで |
| 3023 | 二 塚 23号 古 府 町 線 45号 | 古 府 3 丁 目 130番 古 府 3 丁 目 130番 | 8先から 11先まで |
| 3116 | 安 原 16号 みどり3丁目線 15号 | み ど り 3 丁 目 4番 み ど り 2 丁 目 7番 | 1先から 先まで |
| 3119 | 安 原 19号 上 安 原 町 線 19号 | 上 安 原 町 526番 上 安 原 町 525番 | 1先から 5先まで |
| 3212 | 大 徳 12号 寺 中 町 線 52号 | 寺 中 町 ホ 49番 寺 中 町 ホ 49番 | 1先から 4先まで |
| 3236 | 大 徳 36号 畝 田 中 2 丁 目 線 20号 | 畝 田 中 2 丁 目 139番 畝 田 中 2 丁 目 139番 | 2先から 3先まで |
| 3514 | 弓 取 14号 諸 江 町 上 丁 線 52号 | 諸 江 町 上 丁 461番 諸 江 町 上 丁 461番 | 5先から 1先まで |
| 3516 | 弓 取 16号 諸 江 町 下 丁 線 47号 | 諸 江 町 下 丁 238番 諸 江 町 下 丁 238番 | 1先から 5先まで |
| 3716 | 鞍 月 16号 御 供 田 町 線 24号 | 御 供 田 町 口 73番 御 供 田 町 口 73番 | 1先から 5先まで |
| 3717 | 鞍 月 17号 近 岡 町 線 49号 | 近 岡 町 818番 近 岡 町 818番 | 5先から 3先まで |
| 3717 | 鞍 月 17号 近 岡 町 線 50号 | 近 岡 町 118番 近 岡 町 118番 | 2先から 4先まで |
| 3718 | 鞍 月 18号 直 江 町 線 24号 | 直 江 町 イ 65番 直 江 町 イ 64番 | 1先から 4先まで |
| 4428 | 小 坂 28号 千 木 町 線 37号 | 千 木 町 ル 6番 千 木 町 ル 6番 | 1先から 6先まで |
| 4435 | 小 坂 35号 法 光 寺 町 線 23号 | 法 光 寺 町 180番 法 光 寺 町 180番 | 1先から 3先まで |

●金沢市告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成24年10月1日から同月15日まで一般の縦覧に供しません。

平成24年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

| 整理番号 | 新旧の別 | 路線名 | 起 点 及 び 終 点 | 重要な経過地 |
|------|------|--------------|--|--------|
| 340 | 旧 | 2 級 幹 線 340号 | 上 辰 巳 町 6の 35番 先から 相 合 谷 町 八 12番 1先まで | |
| | 新 | 上 辰 巳 熊 走 線 | 上 辰 巳 町 拾貳字 21番 3先から 相 合 谷 町 八 12番 1先まで | |

| | | | | | |
|------|---|--------------------------|-------------------------|------|--|
| 1120 | 旧 | 天神町1丁目線 5号 | 天神町1丁目 567番 | 先から | |
| | 新 | | 天神町1丁目 561番 | 先まで | |
| 3246 | 旧 | 大 徳 46号 木 曳 野 東 線 19号 | 木曳野土地区画整理事業地内 54-2街区 1番 | 先から | |
| | | | 木曳野土地区画整理事業地内 61街区 1番 | 先まで | |
| | 新 | | 木曳野土地区画整理事業地内 54-2街区 1番 | 先から | |
| | | | 木曳野土地区画整理事業地内 61街区 4番 | 先まで | |
| 3717 | 旧 | 鞍 月 17号 近 岡 町 線 22号 | 近 岡 町 114番 | 4先から | |
| | | | 近 岡 町 113番 | 1先まで | |
| | 新 | | 近 岡 町 114番 | 4先から | |
| | | | 近 岡 町 112番 | 1先まで | |

●金沢市告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成24年10月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成24年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

| 道路の種類 | 路 線 名 | 幅 員 (m) | 延 長 (m) |
|-------|-----------------|-------------|---------|
| 2級幹線 | 2級幹線340号上辰巳熊走線 | 6.0 ~ 30.3 | 654 |
| 一般市道 | 東山3丁目線29号 | 5.0 ~ 10.0 | 30 |
| 一般市道 | 東山3丁目線30号 | 7.0 ~ 10.0 | 30 |
| 一般市道 | 元菊町線16号 | 5.0 | 34 |
| 一般市道 | 天神町1丁目線5号 | 4.5 ~ 6.4 | 108 |
| 一般市道 | 天神町1丁目線17号 | 10.0 ~ 18.0 | 146 |
| 一般市道 | 天神町1丁目線18号 | 3.0 ~ 4.4 | 21 |
| 一般市道 | 大和町線5号 | 6.0 ~ 10.0 | 69 |
| 一般市道 | 大野1号大野西線43号 | 6.0 | 58 |
| 一般市道 | 二塚9号専光寺町西線35号 | 6.0 | 93 |
| 一般市道 | 二塚10号専光寺町東線20号 | 6.0 | 50 |
| 一般市道 | 二塚20号神野町西線41号 | 4.6 | 31 |
| 一般市道 | 二塚20号神野町西線42号 | 4.6 | 31 |
| 一般市道 | 二塚20号神野町西線43号 | 4.6 | 31 |
| 一般市道 | 二塚23号古府町線45号 | 6.0 | 53 |
| 一般市道 | 安原16号みどり3丁目線15号 | 4.0 ~ 4.8 | 69 |
| 一般市道 | 安原19号上安原町線19号 | 5.0 ~ 5.3 | 51 |
| 一般市道 | 大徳12号寺中町線52号 | 6.0 | 58 |
| 一般市道 | 大徳36号畝田中2丁目線20号 | 6.0 | 25 |
| 一般市道 | 大徳46号木曳野東線19号 | 6.0 ~ 8.0 | 267 |
| 一般市道 | 弓取14号諸江町上丁線52号 | 6.0 | 32 |
| 一般市道 | 弓取16号諸江町下丁線47号 | 6.0 | 34 |
| 一般市道 | 鞍月16号御供田町線24号 | 5.0 | 48 |
| 一般市道 | 鞍月17号近岡町線22号 | 4.9 ~ 6.0 | 53 |
| 一般市道 | 鞍月17号近岡町線49号 | 5.0 | 29 |
| 一般市道 | 鞍月17号近岡町線50号 | 5.0 | 42 |

| | | | |
|------|---------------|-----|----|
| 一般市道 | 鞍月18号直江町線24号 | 4.8 | 35 |
| 一般市道 | 小坂28号千木町線37号 | 6.0 | 32 |
| 一般市道 | 小坂35号法光寺町線23号 | 6.0 | 37 |

●金沢市告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成24年10月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成24年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

| 路 線 名 | 区 間 | 供用開始日 |
|----------------------------|----------------------------|---------------------------|
| 東 山 3 丁 目 線 29号 | 東 山 3 丁 目 東 山 3 丁 目 | 1126番 3先から 1126番 1先まで |
| 東 山 3 丁 目 線 30号 | 東 山 3 丁 目 東 山 3 丁 目 | 1035番 4先から 1035番 6先まで |
| 元 菊 町 線 16号 | 元 菊 町 元 菊 町 | 328番 15先から 328番 17先まで |
| 天 神 町 1 丁 目 線 5号 | 天 神 町 1 丁 目 天 神 町 1 丁 目 | 567番 先から 611番 1先まで |
| 天 神 町 1 丁 目 線 17号 | 天 神 町 1 丁 目 天 神 町 1 丁 目 | 608番 2先から 63番 先まで |
| 天 神 町 1 丁 目 線 18号 | 天 神 町 1 丁 目 天 神 町 1 丁 目 | 609番 2先から 609番 2先まで |
| 大 和 町 線 5号 | 大 和 町 大 和 町 | 59番 3先から 53番 2先まで |
| 大 野 1号 大 野 西 線 43号 | 大 野 町 4 丁 目 大 野 町 4 丁 目 | ヲ 21番 7先から ヲ 21番 10先まで |
| 二 塚 9号 専 光 寺 町 西 線 35号 | 専 光 寺 町 専 光 寺 町 | 力 41番 1先から 力 58番 1先まで |
| 二 塚 10号 専 光 寺 町 東 線 20号 | 専 光 寺 町 専 光 寺 町 | ヲ 164番 1先から ヲ 20番 5先まで |
| 二 塚 20号 神 野 町 西 線 41号 | 神 野 町 神 野 町 | 西 361番 先から 西 360番 先まで |
| 二 塚 20号 神 野 町 西 線 42号 | 神 野 町 神 野 町 | 西 357番 先から 西 356番 1先まで |
| 二 塚 20号 神 野 町 西 線 43号 | 神 野 町 神 野 町 | 西 341番 4先から 西 340番 先まで |
| 二 塚 23号 古 府 町 線 45号 | 古 府 3 丁 目 古 府 3 丁 目 | 130番 8先から 130番 11先まで |
| 安 原 16号 みどり 3 丁 目 線 15号 | み ど り 3 丁 目 み ど り 2 丁 目 | 4 番 1先から 7 番 先まで |
| 安 原 19号 上 安 原 町 線 19号 | 上 安 原 町 上 安 原 町 | 526番 1先から 525番 5先まで |
| 大 徳 12号 寺 中 町 線 52号 | 寺 中 町 寺 中 町 | ホ 49番 1先から ホ 49番 4先まで |

| | | | |
|------------------------------|--|--------------------------|------------|
| 大 徳 36号 畝 田 中 2 丁 目 線 20号 | 畝 田 中 2 丁 目 畝 田 中 2 丁 目 | 139番 2 先から 139番 3 先まで | 平成24年10月1日 |
| 大 徳 46号 木 曳 野 東 線 19号 | 木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 54-2街区 木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 61街区 | 1 番 先から 4 番 先まで | 平成24年10月1日 |
| 弓 取 14号 諸 江 町 上 丁 線 52号 | 諸 江 町 上 丁 諸 江 町 上 丁 | 461番 5 先から 461番 1 先まで | 平成24年10月1日 |
| 弓 取 16号 諸 江 町 下 丁 線 47号 | 諸 江 町 下 丁 諸 江 町 下 丁 | 238番 1 先から 238番 5 先まで | 平成24年10月1日 |
| 鞍 月 16号 御 供 田 町 線 24号 | 御 供 田 町 口 御 供 田 町 口 | 73番 1 先から 73番 5 先まで | 平成24年10月1日 |
| 鞍 月 17号 近 岡 町 線 22号 | 近 岡 町 近 岡 町 | 114番 4 先から 112番 1 先まで | 平成24年10月1日 |
| 鞍 月 17号 近 岡 町 線 49号 | 近 岡 町 近 岡 町 | 818番 5 先から 818番 3 先まで | 平成24年10月1日 |
| 鞍 月 17号 近 岡 町 線 50号 | 近 岡 町 近 岡 町 | 118番 2 先から 118番 4 先まで | 平成24年10月1日 |
| 鞍 月 18号 直 江 町 線 24号 | 直 江 町 イ 直 江 町 イ | 65番 1 先から 64番 4 先まで | 平成24年10月1日 |
| 小 坂 28号 千 木 町 線 37号 | 千 木 町 ル 千 木 町 ル | 6 番 1 先から 6 番 6 先まで | 平成24年10月1日 |
| 小 坂 35号 法 光 寺 町 線 23号 | 法 光 寺 町 法 光 寺 町 | 180番 1 先から 180番 3 先まで | 平成24年10月1日 |

●金沢市告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定により、専ら歩行者の一般交通の用に供する道路を次のとおり指定します。

平成24年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 指定する道路の路線名
天神町1丁目線18号
安原16号みどり3丁目線15号
- 2 指定する期日
平成24年10月1日

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成24年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

| 予防接種の種類 | 予防接種の対象者の範囲 | 予防接種を行う期間 | 予防接種を行う場所 |
|--------------|-------------------------|------------------------------|-----------|
| 麻疹風しん 第1期 | 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 | 平成24年10月1日から 平成25年3月31日まで | 別表のとおり |

| | |
|---------------------------|---|
| 麻疹風しん 第2期 | 5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者 |
| 麻疹風しん 第3期 | 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 |
| 麻疹風しん 第4期 | 18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 |
| ジフテリア・ 百日せき・ 破傷風第1期 | 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 |
| ジフテリア・ 破傷風第2期 | 11歳以上13歳未満の者 |
| 日本脳炎第1期 | 平成7年6月1日から平成19年4月1日までの間に生まれた者 平成19年4月2日以後に生まれた者については、生後6月に達した者 |
| 日本脳炎第2期 | 平成7年6月1日から平成19年4月1日までの間に生まれた者で、9歳以上の者 |
| 麻疹第1期 | 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 |
| 麻疹第2期 | 5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者 |
| 麻疹第3期 | 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 |
| 麻疹第4期 | 18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 |
| 風しん第1期 | 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 |
| 風しん第2期 | 5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者 |
| 風しん第3期 | 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 |
| 風しん第4期 | 18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 |
| 不活化ポリオ 第1期 | 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 |

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 麻疹及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

| 予防接種を行う 医師の氏名 | 予防接種を行う主たる場所 | | 実施する予防接種の種類 |
|------------------|--------------|----------------|---|
| | 医療機関名 | 所在地 | |
| 坂本 茂夫 | さかもと内科クリニック | 金沢市古府2丁目52番地 | 麻しん風しん第1・2・3・4期 |
| 井上 雅之 | 杉浦クリニック | 金沢市光が丘3丁目268番地 | ジフテリア・百日せき・破傷風第1期 ジフテリア・破傷風第2期 日本脳炎第1・2期 麻しん第1・2・3・4期 風しん第1・2・3・4期 不活化ポリオ第1期 |

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成24年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

| 登録番号 | 名 称 | 所 在 地 | 登録年月日 |
|------|-------|--------------|------------|
| 54 | チェックス | 金沢市東力4丁目96番地 | 平成24年9月26日 |

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、土地区画整理組合の理事の退任の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成24年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市副都心北部大河端土地区画整理組合
退任した理事

| 氏 名 | 住 所 | 退任年月日 |
|-------|---------------|------------|
| 本野 利朗 | 金沢市大河端町ホ107番地 | 平成24年8月31日 |

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成24年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

| 土地区画整理 組合の名称 | 事業施行期間 | 施 行 地 区 | 事務所の 所在地 | 設立認可 の年月日 | 変更認可 の年月日 |
|----------------------------|----------------------------------|--|----------------|----------------|----------------|
| 金沢市副都心北 部直江土地区画 整理組合 | 平成18年5月22 日から平成27年 3月31日まで | 金沢市直江町イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、 ト、チ、リ、ル及びヲ、近岡町、問屋町 3丁目、直江北1丁目並びに大河端町西 の各一部 | 金沢市直江町 口6番地 | 平成18年 5月15日 | 平成24年 9月19日 |

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するとともに、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

平成24年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

| 土地区画整理組合の名称 | 縦 覧 場 所 | 縦覧時間 |
|--------------------|--------------------------------|---------------------|
| 金沢市副都心北部直江土地区画整理組合 | 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課 | 午前9時から 午後5時45分まで |

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成24年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

消 防 局 公 告

金沢港北地区特別防災区域防災訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成24年10月1日

金沢市消防長 山 田 弘

場 所 金沢市金石消防署管轄区域内（大野町4丁目地内）

日 時 平成24年10月3日（水）午後1時から午後1時40分まで

平成24年(2012年)10月1日 印刷

平成24年(2012年)10月1日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄